

伊奈町告示第 105 号

事後審査型条件付一般競争入札を行なうので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については伊奈町条件付一般競争入札執行要綱の規定によるものとする。

令和8年 7月21日

伊奈町長 大 島 清

記

1 入札に付する事項	
(1) 件名	汚水第1号幹線圧送管二条化工事(R8-0-1 工区)
(2) 場所	北足立郡伊奈町大字小室地内
(3) 期間	契約締結の日から令和9年1月29日まで
(4) 概要	DIP φ 350 mm布設 L=477.86m
(5) 予定価格	事後公表とする
2 入札手続きの方法	本件入札は、伊奈町電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）に基づき、資料の提出、届け出及び入札を埼玉県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、資料等の提出方法に別途定めがある場合は、当該方法による。
3 落札者の決定方法	
(1) 落札候補者	町の定めた予定価格以下で、有効な最低価格の入札をした者を落札候補者とし、保留通知書をもって連絡とする。
(2) 資格等の審査	落札候補者は、令和8年8月10日（月）（再度入札の場合は、令和8年8月18日（火））17時15分までに下記の提出書類を総務課へ提出し、入札参加資格に必要な資格等について審査を受けること。（事後審査） 提出書類 ・条件付一般競争入札参加資格等確認申請書 ・条件付一般競争入札参加資格等確認資料 ・「6 入札に参加する者に必要な資格」（1）から（8）のうち、町が指定する提出書類
(3) 落札者	（2）の審査の結果、入札参加資格に必要な資格等を満たすことが確認されたときは、落札者として決定する。落札については、落札決定通知書をもって連絡とする。
4 入札に参加できる者の形態	単体企業であること
5 競争参加資格確認申請書の提出	令和8年7月21日（火）10時00分から 令和8年7月27日（月）11時00分まで 入札参加を希望する者は、上記期間内に電子入札システ

	ムにより事前申請（システム上で競争参加資格確認申請書を提出）すること。 なお、社名や代表者の変更により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わないなど、やむを得ない理由がある場合は、運用基準により紙入札による参加ができる。この場合、「紙入札方式参加申請書」を総務課に紙媒体で上記期間内に提出し、承認を得ること。
6 入札に参加する者に必要な資格	
(1) 建設業の許可	土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受けているものであること。ただし、下請負代金の総額が5,000万円（建築一式工事である場合には8,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。 提出書類 建設業許可の写し（有効期限内のもの）
(2) 資格者名簿への登載	令和7・8年度の伊奈町競争入札参加資格者名簿に（1）に示す業種で登載されていること。
(3) 業種及び格付け	業 種 土木工事業 格付け A級又はB級（（2）に示す資格者名簿における（1）に示す業種の格付け）
(4) 所在地	（2）に示す資格者名簿に登載された契約権限を持つ本店支店又は営業所等が、伊奈町内にあること。
(5) 施工実績	過去10年間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との契約により（1）に示す業種の工事〔1,000万円以上の請負契約〕1件以上を単体企業で元請けとして完成させた実績を有すること。 提出書類 契約書の写し（CORINSの竣工時カルテ受領書の写しでも可）
(6) 配置予定の技術者	ア本工事に対応する建設業法の許可業種に係る主任技術者を施工現場に配置すること。ただし、下請負金額の総額が5,000万円を超える場合は、監理技術者を配置すること。 イ配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と、「5競争参加資格確認申請書の提出」に記載した提出期限日の3カ月以前から恒常的な雇用関係にあること。 ウ要件を満たす場合は、経營業務の管理責任者が主任技術者を兼ねることができる。 エ要件を満たす場合は、営業所技術者が主任技術者を兼ねることができる。 提出書類 ・配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書の写し及び監理技術者資格者証の写し等 ・配置予定の技術者が営業所専任技術者でないことを確認できる書類 ・経營業務の管理責任者又は営業所技術者が主任技術者を兼ねる場合は、現場代理人等通知書
(7) 主任技術者（監理技術	専任（ただし、「伊奈町発注工事における主任技術者等

者)の専任	に関する基準」に定める要件を満たすときは、兼務可とする。) 提出書類 「伊奈町発注工事における主任技術者等に関する基準」により必要に応じて提出すること。
(8) その他の参加資格等	ア 本告示日から入札日までの期間において本町の入札参加停止の措置を受けていないこと。 イ 本告示日において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者、又は、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がされた者であること。 ウ 本工事における現場代理人は、常駐とする。（ただし「伊奈町発注工事における主任技術者等に関する基準」に定める要件を満たすときは、兼務可とする。） 提出書類 配置予定の現場代理人が営業所専任技術者でないことを確認できる書類 ・ウに該当する場合（現場代理人等の常駐規定緩和に係る照会兼回答書）
7 設計図書等	設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムのうち、入札情報システムにより掲載する。
8 現場説明会	開催しない
9 設計図書等に関する質問	令和8年7月21日（火）10時00分から 令和8年7月27日（月）12時00分まで 設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内に、質問書を電子入札システムにより提出すること。 質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。
10 質問に対する回答	令和8年7月28日（火）12時00分まで 質問に対する回答は、上記日時までに、電子入札システムにより回答する。
11 入札に関する注意事項	
(1) 入札に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(2) 入札書の提出期間	当初入札 令和8年7月29日（水）10時00分から 令和8年8月 3日（月）17時00分まで 再度入札

	令和8年8月 4日(火) 13時00分から 令和8年8月 6日(木) 17時00分まで
(3) 開札日時	当初入札 令和8年8月 4日(火) 10時30分 再度入札 令和8年8月 7日(金) 10時30分
(4) 入札回数	ア 再度入札は1回までとする。 イ 当初入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。
(5) 独占禁止法等関係法令の順守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。
(6) その他	ア 一度提出した入札書を書換え、引換え又は撤回をすることはできない。 イ 本工事は、伊奈町土木工事における「週休2日制モデル工事(現場閉所型)」の試行対象工事である。
(7) 電子くじ	落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。
1 2 最低制限価格	設定する。(最低制限価格を下回る価格をもって入札した者は失格とする。)
1 3 入札保証金	免除する。
1 4 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ア 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札 イ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札 ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札 エ 郵便、電報、電話及びFAXによる入札 オ 談合その他不正行為があったと認められる入札 カ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札 キ 入札書と入札金額見積内訳書の入札額が異なる入札 ク その他公告事項に反した者がした入札
1 5 契約保証金	ア 落札者は、契約金額の100分の10以上(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り上げた金額)の契約保証金の納付又は契約保証金の納付に代えることができる担保を契約締結の日までに提供しなければならない。 イ 次に掲げる者は、契約保証金の納付について免除する。 ・ 保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した者 ・ 委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結し、その履行保証証券を提出した者 ウ 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。
1 6 支払い条件	

(1) 前払金	あり（その額は、契約金額の40％以内で、1億円を限度とし、10万円未満の端数は切り捨てる。）
(2) 部分払	中間前金払あり（その額は、契約金額の20％以内で、5,000万円を限度とし、10万円未満の端数は切り捨てる。）
17 契約の時期	
(1) 議会の議決	不要
18 問い合わせ	伊奈町役場総務課管財係 電話048－721－2111